

○国土交通省告示第百九十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十六条第一項及び第三項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 (略)</p> <p>2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）</p> <p>二〇九 (略)</p>
改正前	<p>第一 (略)</p> <p>2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）</p> <p>二〇九 (略)</p>

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。